

生総. 営3 第2013号

令和2年3月27日

令和3年3月25日まで保存

全国調査業協同組合
理事長大原健治殿

警視庁生活安全
生活安全総務課



郵送による探偵業の廃止届の実施に関する周知について（依頼）

早春の候、益々ご清栄のことと存じます。

平素より、全国調査業協同組合の皆様には、警察運営各般について、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、当庁では、警察庁において策定された「行政手続コスト削減のための基本計画」を受け、令和2年4月1日(水)から、探偵業の廃止の届出について、希望者には、郵送で行うことができるようになりました。

つきましては、郵送方法に伴う実施の留意事項を別添記載のとおりと致しましたので、本実施にご理解を賜りますとともに、加盟の会員各位にご周知を賜りますようご協力をお願いします。

別添

郵送による申請手続きの実施

1 実施期間

令和2年4月1日（水）から

2 郵送の方法により行うもの

○ 探偵業の廃止の届出

3 郵送手続きにおける留意事項

- (1) 申請者が郵送による手続きを希望する場合には行います。
- (2) 申請先（経由）警察署窓口へ郵送手続きの電話受付を行ってから郵送してください。
- (3) 郵送に係る費用（郵送料金、封筒代等）は、申請者負担となります。
- (4) 利用する郵便種別は、郵便窓口による引受から送達までの間、配達過程を記録する郵便等の利用をお願いします。
- (5) 廃止の届出受理後は、警察署から登録番号の連絡を行います。

4 本件に関する問い合わせ先

警視庁生活安全総務課(防犯営業第三係)

03-3581-4321 内線30352